

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出15件（うち本院先議5件）であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願10種類242件のうち、2種類69件を採択した。

〔法律案の審査〕

これまで、社会資本整備に関する事業分野別の長期計画は、事業の計画的な推進等を図る上で一定の役割を果たしてきた。しかし、社会資本整備については、地域住民等の理解と協力を確保しつつ、より低コストで質の高い事業を実現するといった時代の要請に応じて、事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進するために、横断的な取組や事業間連携の更なる強化が求められている。このような趣旨を踏まえ、従来の道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸の9分野の各長期計画の在り方を見直し、これらを一本化した社会資本整備重点計画の策定等を図るため、次の2法律案が内閣から提出された。

社会資本整備重点計画法案は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、その実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講じようとするものである。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成15年度以降5箇年間講じることとともに、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止するなど、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備を行おうとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、2法律案提出の背景とその目的、縦割り行政の是正と長期計画の一本化、重点計画で定める事項の具体的内容とその実績評価の在り方、計画策定に当たっての国民の意見の反映並びに社会資本整備事業に対する地域住民等の理解と協力の確保方策、計画における国と地方の役割分担、国会の関与の在り方、道路特定財源制度の在り方、等について質疑を行い、2法律案について、それぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、「1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」の改正に伴い、油濁損害に係る船舶所有者の賠償責任の限度額を約50%引き上げる措置を講じようとするものである。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案は、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、近年のタンカー事故の特徴、我が国及び世界におけるタンカー事故の防止対策、国際油濁補償基金が補償する損害等の範囲、欧州独自の油濁補償基金設立の動きと追加基金制度の構想、「座礁・放置船舶等に関する検討会」の取組状況、号鐘を備えることを要しない船舶の範囲拡大の理由、表面効果翼船

実用化の可能性、等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案は、本州四国連絡橋公団の危機的な財務状況にかんがみ、同公団の債務の負担の軽減を図るため、平成15年度において緊急に講ずべき措置として、当該債務の一部を国の一般会計において承継する措置を講じようとするものである。

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、その新設、改築、維持、修繕等に要する費用について、国がその4分の3以上で政令で定める割合を負担するとともに、都道府県等がその余の割合を負担する等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、本州四国連絡橋の整備効果とその管理技術水準の向上、本州四国連絡橋公団の財務状況の悪化の原因とその責任の所在、同公団の財務状況の改善のための経営努力の内容、一般会計が承継した債務の償還に自動車重量税の収入を充てることの是非、一般旅客定期航路事業に与える影響及びその緩和のための国の支援措置、高速自動車国道ネットワークの早期完成に対する国の責任、道路関係四公団民営化推進委員会の意見書に対する対処方針、高速自動車国道を民間会社に帰属させることの是非など道路関係四公団の民営化にあたっての注意事項、新直轄方式による高速自動車国道の採択基準と事業費の算定根拠、同方式導入に伴う地方負担に対する財政措置、日本道路公団の経営合理化と関連企業への発注及び天下りの是正、等について質疑を行い、2法律案について、それぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、2法律案に対して、それぞれ附帯決議を付した。

港湾法等の一部を改正する法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により、入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようにするとともに、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める等の措置を講じようとするものである。

空港整備法の一部を改正する法律案は、最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にかんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるため、照明施設等を空港の基本的な施設に位置付けることにより、その新設又は改良等の工事を促進しようとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、輸出入・港湾関連手続における電子システムの導入による利用者利便の向上と手続の簡素化、今後の港湾活性化と国際競争力の向上、地方空港の活性化と羽田空港の再拡張、最近における航空事業分野の経営環境の変化と航空行政の対応、航空機の運航の安全確保対策、等について質疑を行い、2法律案について、それぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。

特定都市河川浸水被害対策法案は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可等の措置を講ずることにより、総合的な浸水被害対策を推進しようとするものである。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、

防災性能を備えた建築物への建替え及び防災上重要な公共施設等の整備を促進することにより、密集市街地の防災機能の向上等を図ろうとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、特定都市河川の指定基準と大都市に限定する理由、市街地の開発と都市型水害との因果関係、地下街等における水害対策、道路の透水性舗装等の推進、防災街区整備事業の施行要件と事業の利点、事業施行に当たっての地区外転出者、高齢者等への対応、借家人等の関係権利者の合意形成、等について質疑を行い、特定都市河川浸水被害対策法案は、全会一致をもって、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって、いずれも可決した。なお、2法律案に対して、それぞれ附帯決議を付した。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が銀行その他一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、証券化支援業務の導入と今後の展開の見通し、住宅金融公庫の果たしてきた役割と今後の住宅政策における位置付け、公庫が中・低所得者向けの長期・固定の住宅ローンを継続的に供給することの必要性、住宅の質・まちづくりの支援等に係る政策誘導に対する公庫の関わり方、中古住宅の評価システムの確立と流通市場の育成、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通省が所管する法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、実施する者の指定制度を登録制度に改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、指定制度から登録制度に移行する理由、検査等の事務事業への新規参入の見通し、公益法人の改革と指導監督体制の充実、退職公務員の再就職の在り方、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

独立行政法人都市再生機構法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、特殊法人である都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が果たしてきた役割、密集市街地整備等の都市再生に対する機構の取り組み方、新規賃貸住宅建設からの撤退及びこれに代わる民間賃貸住宅建設の見通し、賃貸住宅家賃の設定及び改定の在り方並びに低所得の高齢者等の居住安定方策、若年入居者の拡充、子会社・関連会社の業務の内容とその見直し、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

成田国際空港株式会社法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立することとし、その名称、目的、事業の範囲等に関する事項を定めよう

とするものである。

航空法の一部を改正する法律案は、近年、航空機内において喫煙その他の安全阻害行為等が急増していることから、このような行為を禁止し、処罰すること、また、昨年、我が国で初めて航空運送事業者による持株会社が設立されたことから、持株会社に対する外資規制を行うこと等、所要の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、乗務員の職務執行を妨げる行為を加えるとともに、法律施行後3年を経過した場合における検討についての規定を追加する等の修正が行われた。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、国際拠点空港である成田空港民営化後の将来展望、非航空系収入の増加策と航空利用者への利益還元、民営化後の空港周辺地域における環境対策・共生策の在り方、成田空港のアクセス機能の向上策、改正航空法の内容の周知徹底方策、省令で定める安全阻害行為等の内容と今後の見直し、等について質疑を行い、成田国際空港株式会社法案は、討論の後、多数をもって、航空法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、いずれも可決した。なお、航空法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月14日、扇国土交通大臣から国土交通行政の基本施策について所信を聴取した後、平成15年1月14日及び15日の2日間にわたり行われた埼玉県及び栃木県における国土の整備、交通政策の推進等の実情調査に関し、派遣委員から報告を聴取した。

3月20日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、国土交通省のテロ等への警戒態勢、3月1日に発生した航空管制のシステムダウン、大臣所信の具体化の検証、交通関係の睡眠時無呼吸症候群の現状と今後の検討課題、ETCの普及の推進、第3回世界水フォーラム開催に当たっての世界の水問題への貢献策、公団賃貸住宅家賃の値上げ問題、公共事業に関する他省庁との密接な連携、地方バス運行事業に対する補助策、等が取り上げられた。

同月26日、予算委員会から審査の委嘱を受けた国土交通省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、扇国土交通大臣から説明を聴いた後、国土交通省予算に対する大臣の所感、不穏な国際情勢下での海上保安庁の果たす役割、道路特定財源の一般財源化及び使途の拡大、日本の高い高速道路料金の無料化の検討、我が国の観光振興策、民間住宅の耐震性確保に対する国の取組、少子高齢化の進行する中での社会資本整備の進め方、等について質疑を行った。

7月17日、日本道路公団の財務諸表及び民営化、道路整備の在り方、ハイヤー・タクシー事業の規制緩和、ETCの普及促進策、高速道路料金の別納割引制度、ディーゼル車排ガス規制対策、尼崎公害訴訟の和解条項履行に係るあっせん項目への対応、公共事業の在り方、中国高速鉄道計画への新幹線技術の供与、等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年3月14日（金）（第1回）

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団総裁伴襄君に対し質疑を行った。
- 社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、岩城国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 参考人の出席を求めることを決定した。
 - 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について扇国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年3月27日（木）（第5回）

- 社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京工業大学教授屋井鉄雄君、高崎経済大学経済学部教授加藤一郎君及び愛知大学経済学部教授宮入興一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）
（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第13号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

欠席会派 社民

（閣法第14号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

欠席会派 社民

○平成15年4月15日（火）（第6回）

○油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月17日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第69号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

欠席会派 社民

（閣法第70号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

欠席会派 社民

○本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月22日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、中馬国土交通副大臣、若松総務副大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人本州四国連絡橋公団総裁藤川寛之君及び日本道路公団理事奥山裕司君に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年4月23日(水)(第9回)

- 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)

以上両案について参考人筑波大学社会工学系教授石田東生君、社団法人日本自動車連盟(JAF)理事・公益事業部長林広敏君及びジャーナリスト・前特殊法人労連事務局長堤和馬君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月24日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人及び参考人本州四国連絡橋公団総裁藤川寛之君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第17号)賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

欠席会派 社民

(閣法第18号)賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

欠席会派 社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)
- 空港整備法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月8日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)
- 空港整備法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

(閣法第16号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

○平成15年5月13日(火)(第12回)

○特定都市河川浸水被害対策法案(閣法第95号)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第96号)

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月15日(木)(第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定都市河川浸水被害対策法案(閣法第95号)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第96号)

以上両案について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第96号)について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第95号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

(閣法第96号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年5月20日(火)(第14回)

○住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月22日(木)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について扇国土交通大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君、同公庫理事吉井一弥君、同公庫理事井上順君、同公庫理事松田広光君及び全国銀行協会副会長・専務理事鶴飼克君に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年5月29日(木)(第16回)

○住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)について参考人社団法人住宅生産団体連合会副会長赤井士郎君、経済アナリスト森永卓郎君及び京都府立大学人間環境学部助教授竹山清明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月3日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について副国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君、住宅金融公庫理事吉井一弥君及び同公庫理事井上順君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第44号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

- 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第97号）について副国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年6月5日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第97号）について副国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第97号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）について副国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年6月10日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 参考人の出席を求めることを決定した。
 - 独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）について副国土交通大臣、政府参考人、参考人都市基盤整備公団総裁伴襄君、同公団理事古屋雅弘君、同公団理事那珂正君、同公団理事中田雅資君、同公団理事中臣敬治郎君、地域振興整備公団総裁藤井威君及び同公団理事林桂一君に対し質疑を行った。
- また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年6月11日（水）（第20回）

- 独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）について参考人早稲田大学教授伊藤滋君、東京都港区長原田敬美君及び全国公団住宅自治会協議会住宅環境部長片岡規子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月12日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人、参考人都市基盤整備公団理事古屋雅弘君、同公団理事田中正章君、同公団理事中田雅資君及び同公団理事那珂正君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第45号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成15年6月26日（木）（第22回）

- 成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴き、
航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成15年7月3日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人新東京国際空港公団総裁黒野匡彦君に対し質疑を行った。

○平成15年7月10日（木）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）
航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。
（閣法第86号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産
欠席会派 社民
（閣法第87号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし
欠席会派 社民

なお、航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成15年7月17日（木）（第25回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本道路公団の財務諸表及び民営化に関する件、道路整備の在り方に関する件、ハイヤー・タクシー事業の規制緩和に関する件、ETCの普及促進策に関する件、高速道

路料金の別納割引制度に関する件、ディーゼル車排ガス規制対策に関する件、尼崎公害訴訟の和解条項履行に係るあっせん項目への対応に関する件、公共事業の在り方に関する件、中国高速鉄道計画への新幹線技術の供与に関する件等について副国土交通大臣、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成15年7月24日（木）（第26回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2474号外68件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第515号外172件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 社会資本整備事業とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、都市公園・緑地、下水道、河川、砂防設備、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、海岸等に関する事業をいう。
- 2 社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施により、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
- 3 重点計画は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。また、民間事業者の能力の活用及び財政資金の効率的使用に配慮しつつ、地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。
- 4 国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣等」という。）は重点計画の案を作成し、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣はこの重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 重点計画には、社会資本整備事業の実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要、事業を効果的かつ効率的に実施するための措置等を定める。
- 6 主務大臣等は、重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする。
- 7 主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、その変更の案を作成しなければならない。
- 8 重点計画は、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 9 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき政策評価に関する基本計画を定めるときは、事後評価の対象として、その概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。また、同法に基づき事後評価の実施計画を定めるときは、重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならない。
- 10 この法律は、平成15年4月1日から施行する。
- 11 政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第14号)

【要旨】

本法律案は、社会資本整備重点計画法の施行に伴い、関係法律の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止する。
- 2 道路整備緊急措置法の一部を次のように改正する。
 - (1) 法律の題名を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改めるとともに、道路整備5箇年計画に関する規定を削除する。
 - (2) 道路整備費とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。）の実施に要する国が支弁する経費をいうものとする。
 - (3) 平成15年度以降5箇年間の道路整備費の財源として、揮発油税等の充当等の措置を講じる。
 - (4) 国土交通大臣は、社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、(3)による措置を講じて平成15年度以降5箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - (5) 平成15年度以降5箇年間における国の負担金の割合等の特例について規定する。
- 3 治山治水緊急措置法の題名を「治山緊急措置法」に改めるとともに、治水事業に係る規定を削除する。
- 4 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を次のように改正する。
 - (1) 法律の題名を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改めるとともに、特定交通安全施設等整備事業7箇年計画等に関する規定を削除する。
 - (2) 国家公安委員会及び国土交通大臣は、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聴いて、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。
 - (3) 都道府県公安委員会及び道路管理者は、重点計画に即して、特定交通安全施設等整備事業の実施計画を作成しなければならない。
 - (4) 特定交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担又は補助の特例を定める。
- 5 道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、災害対策基本法、国有林野事業特別会計法その他の関係法律について所要の改正を行う。
- 6 この法律は、平成15年4月1日から施行する。

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、港湾法の一部改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 港湾法の一部を次のように改正する。
 - (1) 入港届等の港湾管理者に対して行われる申請等を迅速かつ的確に処理させるため、国土交通大臣は、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。
 - (2) 港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、使用料を負担しなければならない。
- 2 都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。
 - (1) 民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が行う公共施設の整備に対して民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの対象施設に港湾施設を加える。
 - (2) 政府が民間都市開発推進機構に対して行うことができる無利子貸付けの対象に港湾施設の整備に係る資金を加える。
- 3 港湾整備特別会計法、その他関係法律について所要の改正を行う。
- 4 この法律は、公布の日から施行する。

空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、国民の航空輸送に対する信頼性の確保に向け、航空機の運航の確実性の向上に資する照明施設等を空港の基本的な施設として位置付け、その新設又は改良等の工事を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 第二種空港、第三種空港又は共用飛行場において、国及び地方公共団体がその費用を負担すべき工事として、照明施設の新設若しくは改良又は一定の空港用地の造成若しくは整備の工事等を追加する。
- 2 地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、航空機の運航の確実性を高度に確保するため、一定の照明施設に改良する工事及びこれと併せて施行される一定の空港用地の造成又は整備の工事を施行することができることとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。）の危機的な財政状況にかんがみ、公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき措置として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、この法律の施行の時にあって、その時における次に掲げる公団の債務で政令で定めるものを、一般会計において承継する。
 - (1) 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（施行日以前に発生している利息のうち、施行日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務
 - (2) 本州四国連絡橋債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）
- 2 1の政令で定める債務は、公団が、当該債務の負担の軽減により、その余の債務を着実に減少させることができるように定める。
- 3 その他債務の承継に関する所要の規定の整備を行う。
- 4 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の点について、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 本州四国連絡道路の完成によって、一般旅客定期航路事業の経営に重大な影響が懸念されていることに鑑み、関係する地方公共団体の協力を得て必要に応じ適切な措置を講ずるよう努めること。
右決議する。

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 高速自動車国道法の一部を次のように改正する。
 - (1) 国土交通大臣は、整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（指定都市の区域内にあっては、当該指定都市）の意見を聴かなければならないこととする。
 - (2) 高速自動車国道の管理に要する費用は、国がその4分の3以上で政令で定める割合を、都道府県（指定都市の区域内にあっては、当該指定都市）がその余の割合を負担することとする。
- 2 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。
沖縄における高速自動車国道の管理に要する費用の国の負担割合の特例を設ける。
- 3 道路整備特別会計法の一部を次のように改正する。
道路整備特別会計の経理に関し、所要の改正を行う。
- 4 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 高速自動車国道について、真に必要なものは有料道路方式及び新直轄方式の2つの整備スキームを活用することにより、早期に整備を進めること。
- 2 有料道路方式を活用した建設スキームについて制度設計を行うに当たっては、債務の確実な返済を確保した上で、道路料金収入を適切に活用することにより、真に必要な高速道路がより少ない財政負担で早期かつ確実に整備されるよう配慮すること。
- 3 国民共有の財産である高速道路ネットワークについては、他の道路と一体となって機能するものであり、適切に計画・整備・管理すること。
右決議する。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。
 - (1) 公庫の目的に、銀行その他一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことを位置付けることとする。
 - (2) 公庫の業務として、住宅の建設等に必要な資金に係る金融機関の貸付債権について、当該貸付債権の譲受け及び当該貸付債権（2の債務保証特定保険関係が成立したものに限り、その信託の受益権を含む。）を担保とする債券等に係る債務の保証（以下「債務保証」という。）の業務を行うこととする。
- 2 住宅融資保険法の一部を次のように改正する。
 - (1) 債務保証特定保険関係（公庫が債務保証を行うことを予定して住宅融資保険法により承認した貸付けに係る保険関係をいう。）については、貸付金のほか、利息その他の附帯の債権で政令で定めるものについても保険金の支払の対象とする。
 - (2) 債務保証特定保険関係に基づく保険金については、保険事故発生後直ちに保険金の支払請求ができることとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。
- 4 政府は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、公庫の貸付けを段階的に縮小させるとともに、平成19年3月31日までに、別に法律で定めるところにより、公庫を廃止し、公庫からその権利及び義務を承継する独立行政法人を設立するために必要な措置を講ずるとともに、当該独立行政法人には、1の(2)に相当する業務のほか、当該業務の実施状況、一般の金融機関の住宅資金の貸付けの状況等を勘案し、必要な業務を行わせるものとする。

【附帯決議】

住宅政策の目的は国民の居住水準の向上にあり、政策融資もこの一翼を担うものである。住宅金融公庫の改革に当たっては、この目的が達成されるよう十分な配慮が求められる。以上のような観点に立って、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措

置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 証券化支援業務の実施に伴い、公庫の直接融資商品、民間金融機関独自の商品に加え、新たに買取型商品等が市場に供給されることを踏まえ、各商品に関する正確な情報提供がなされるよう配慮すること。
- 2 公庫は証券化支援業務の制度設計に当たって、民間金融機関との十分な協議を行い、職業、性別、地域等による融資選別が発生しないようにすること。
- 3 証券化支援業務の対象となる住宅ローンについても、返済困難者対策が講じられるよう配慮すること。
- 4 中古住宅の評価システムの普及、市況情報の提供等による市場の育成により、良質な中古住宅の流通の円滑化を図り、中古住宅についても証券化支援業務の対象とするよう検討すること。
- 5 高齢者等社会的弱者の居住の安定、ファミリー世帯への賃貸住宅供給、住宅の耐久性・省エネルギー・バリアフリー性能の向上、シックハウス問題への対応、市街地再開発、密集市街地の再生等のまちづくり、マンションの再生、定期借地権付住宅の建設、災害復興等の施策が推進されるよう、公庫の政策誘導機能の維持・拡充に努めること。
- 6 公庫から権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民、特に中・低所得者の住宅取得並びに住宅政策推進の観点から支障がないように留意して決定すること。

右決議する。

独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、特殊法人である都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 機構の資本金は、政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額

とする。政府及び地方公共団体は、必要があるときは、機構に追加して出資することができる。

- 5 機構に、役員として、理事長及び監事3人を置くとともに、副理事長1人及び理事8人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図る事業、民間事業者による賃貸住宅供給に資するための敷地の整備等、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等の業務を行うほか、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の建設、被災市街地及び密集市街地の整備等を行うものとする。
- 7 機構は、業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めなければならないものとする。
- 8 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 特定公共施設工事、賃貸住宅の管理等、長期借入金及び都市再生債券、利益及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 所要の罰則規定を設ける。
- 11 この法律は、一部を除き、平成16年7月1日から施行する。
- 12 機構の成立の時に現に地域振興整備公団が有する権利及び義務のうち地方都市開発整備等業務に係るものは、国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時に機構が承継するものとする。
- 13 都市基盤整備公団は、機構の成立の時に解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は機構が承継するものとする。

【附帯決議】

都市再生機構は、自主的、自律的な運営を行う独立行政法人として、所期の成果を挙げるためには、業務運営の効率化と財務内容の改善を図るとともに、中期目標に基づく中期計画の適正かつ確実な実施を図るべきである。

以上のような観点に立って、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 都市再生機構は、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門が統合され設立されることから、効率的な業務運営が行われるよう組織の簡素化等を行うこと。また、機構設立後においても、事務・事業や組織の見直しを行うこと。
- 2 機構は、経費の削減、譲渡用資産及び未利用地の早期処分並びに支払利息の低減等による財務体質の強化を図るとともに、財務内容等の情報公開を積極的に進めること。
- 3 機構は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、関係権利者の意思が反映されるよう努め、地方公共団体、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図るとともに、コーディネート業務等のノウハウが積極的に活用されるよう努めること。

- 4 機構は、民間事業者では実施することが困難でリスクの高い事業を行うに当たっては、創意工夫等により、事業リスクの軽減に努めるとともに、リスク管理の徹底を図ること。
 - 5 機構の保有する建替余剰地の処分に当たっては、公的資産として活用し、公園・福祉施設・公営住宅等公的な利用を図るよう努めること。
 - 6 機構は、民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案しつつ、その供給支援に努めるとともに、良質な賃貸住宅供給が確保されるよう、その補完的役割を適切に果たすよう努めること。
 - 7 機構は、都市基盤整備公団から承継する賃貸住宅について、居住者との信頼関係を尊重し、居住者の居住の安定を図り、住宅や利便施設等の適切な維持管理を行うとともに、家賃が低所得の高齢者等の居住者に対して過大な負担とならないよう配慮すること。
 - 8 機構は、老朽化した賃貸住宅の建替えに当たっては、低所得の高齢者等への建替家賃減額制度に配慮するなど居住者の居住の安定を図るとともに、良好なまちづくりとコミュニティの維持に努めること。
 - 9 機構の理事長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。
 - 10 機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
 - 11 機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とし、中小企業への発注機会の拡大のための分離分割方式の活用を含め一般の民間事業者の業務機会の拡大に努めること。
- 右決議する。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要旨】

本法律案は、「1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」の改正に伴い、油濁損害に係る船舶所有者の賠償責任の限度額を約50%引き上げる措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 船舶所有者の責任の限度額を、次に掲げる金額に引き上げる。
 - (1) 5,000トン以下の船舶においては、1単位の451万倍の金額
 - (2) 5,000トンを超える船舶においては、1単位の451万倍の金額に5,000トンを超える部分について1トンにつき1単位の631倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が1単位の8,977万倍の金額を超えるときは、1単位の8,977万倍の金額）
- 2 この法律は、平成15年11月1日から施行する。

なお、1の「1単位」とは、国際通貨基金協定に定める特別引出権による1特別引出権に相当する金額で、平成15年4月1日現在においては、日本円で約162円である。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（先議）

【要旨】

本法律案は、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 小型船の号鐘の備付け等に関する規制の緩和
 - (1) 号鐘を備えることを要しない船舶の範囲を、長さ12メートル未満の船舶から長さ20メートル未満の船舶に拡大する。
 - (2) 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶が、視界制限状態にある水域又はその付近において、びよう泊中又は乗り揚げ中に鳴らすべき信号について、号鐘による信号の義務づけを廃止し、他の手段を講じて有効な音響による信号で足りることとする。
- 2 特殊高速船の航法等
 - (1) その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船として特殊高速船を定義する。
 - (2) 特殊高速船は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならないこととする。
- 3 この法律は、平成15年11月29日から施行する。

成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発展に資するとともに、我が国の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。
- 2 成田国際空港は、会社が新東京国際空港公団から承継した公共用飛行場をいうこととするとともに、その設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならないものとする。
- 3 会社は、次の事業を営むものとする。
 - (1) 成田国際空港の設置及び管理
 - (2) 成田国際空港における航空保安施設の設置及び管理
 - (3) 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客の取扱施設等及び同空港を利用する者の利便に資するために敷地内に建設することが適当と認められる事務所等の建設及び管理
 - (4) 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業
 - (5) 成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- 4 政府は、会社に対し、3の(1)及び(2)の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し

付けることができるものとする。

- 5 会社は、新株の発行、社債の募集又は長期借入金の借入れ、代表取締役等の選定の決議等については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督について所要の規定を設けるものとする。
- 6 国土交通大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができるものとする。
- 7 所要の罰則規定を設ける。
- 8 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新東京国際空港公団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置等に関する規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 9 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。
- 10 会社は、平成16年4月1日に成立するものとする。
- 11 政府は、当分の間、会社に出資できるものとするとともに、3の(1)から(3)までの事業に要する経費に充てるため会社が発行する社債に係る債務について、保証契約をすることができるものとする。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 航空機内にある者は、安全阻害行為等をしてはならないこととするとともに、機長が行為者に対して中止命令をすることができることとし、命令に違反した者は50万円以下の罰金に処することとする。
- 2 航空運送事業の許可の要件として、申請者の持株会社等の議決権の3分の1以上を外国人等が占めないこと等の事由を追加する。
- 3 有視界飛行方式で飛行する際の飛行計画の事前通報について、あらかじめ通報することが困難な場合には飛行を開始した後でも、通報することができることとする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、2については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、「航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為」を加えるとともに、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法第73条の4第5項の規定（安全阻害行為等に対する機長の中止命令規定）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加する等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 機内安全阻害行為等の実態把握を引き続き行い、公表する等の措置を講じるとともに、

航空法及び同法施行規則を、社会情勢の変化に応じて適切に見直しを行うよう努めること。その際、航空機内のすべての場所においての喫煙及び他の旅客へのセクシャル・ハラスメント等の航空機内の秩序を著しく乱す行為に対する罰則の適用を含めて検討を加えること。

- 2 機内安全阻害行為等に関する規制強化の趣旨及びその内容について、広く国民・旅客に周知徹底を図り、啓発に努めること。
- 3 法改正の実効性を確保するとともに、旅客間、航空機間、航空会社間で異なる扱いが生ずることがないように、運用基準等の作成及び訓練の実施等の必要な措置を講じること。
- 4 円滑で快適な旅行が行えるよう、多様化する旅客ニーズの把握に努めるとともに、機内設備の使用方法的案内等旅客利便の向上・増進を図られるようにすること。
- 5 航空機の安全運航の確保のため、危険物の持込みの事前チェックの徹底等航空保安対策の充実強化を図るとともに、旅客が持ち込む電子機器による航空機への影響について調査研究を進め、適切な対応方策の検討を行うこと。
- 6 航空運送事業者の持株会社の経営・財務状況の健全性を確保し、航空の安全と公共性の維持を図られるよう、持株会社に対する適切な指導監督に努めること。
- 7 飛行計画に係る事前通報義務の緩和については、通報義務を負っている者に対して適切な指導を行うよう努めるとともに、ヘリコプターの計器飛行方式による運航の拡大に向けた環境整備を図ること。

右決議する。

特定都市河川浸水被害対策法案（閣法第95号）（先議）

【要旨】

本法律案は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、所要の措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣又は都道府県知事は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、区間を限ってこれを特定都市河川として指定できる。また、指定するときは、併せて当該特定都市河川の流域及び流域内において当該河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）の排水区域を特定都市河川流域として指定しなければならない。
- 2 特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、関係都道府県知事及び関係市町村長並びに特定都市下水道の下水道管理者は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定める。
- 3 河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域に、特定都市河川の都市洪水による被害の防止を図ることを目的とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができる。
- 4 流域水害対策計画に基づく事業であって特定都市下水道の整備又は雨水貯留浸透施設

の整備に関する事業を実施する地方公共団体は、当該事業により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

- 5 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を阻害するおそれのある行為で一定の規模以上のものをしようとする者は、原則、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定都市河川流域内に存する一定規模以上の防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が当該都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。
- 7 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、原則、都道府県知事に届け出なければならない。また、都道府県知事は、当該保全調整池が有する機能の保全のため必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 8 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の直轄管理区間について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定する。
- 9 特定都市河川流域内の市町村長、都道府県知事及び特定都市下水道の下水道管理者は、共同して、当該特定都市河川流域について、流域水害対策計画において都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定する。
- 10 都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内の地下街等に設けられた施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。
- 11 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

今後、都市化、市街化の一層の進展が予想される中で、都市水害対策は、治水政策に加え、都市政策、住宅政策、環境政策等の多面的視点を要する政策課題として検討されるべきである。

このような考え方の下で、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 都市河川流域における宅地造成等については、流域住民の安全性の確保を図るため、計画的な整備が行われるよう措置すること。
- 2 防災調整池等の雨水貯留浸透施設については、多目的複合利用を積極的に推進するなど、その有効かつ効率的な整備・運用を図ること。
- 3 都市部における適切な水循環を図る観点から、雨水の生活用水等への再利用を始め、その一層の有効利用を図るための方策を検討すること。
- 4 流域水害対策計画の策定に当たり、学識経験者及び住民の意見が十分反映されるよう努めること。
- 5 都市河川流域における住民に対する洪水等情報が的確に伝達され、周知徹底が図られるよう努めること。
- 6 雨水浸透阻害行為に係る許可、保全調整池に係る届出、必要な助言又は勧告に関して、

その実施状況等を踏まえ、適宜見直しを検討すること。

右決議する。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（先議）

【要旨】

本法律案は、密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備の一層の促進を図るため、防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、これに新たに防災公共施設等の整備に関する計画を定めることとし、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区を創設するとともに、申出により宅地から宅地への権利変換を認める多様な権利変換手法により防災施設建築物、防災公共施設等を整備する防災街区整備事業及び防災都市施設の整備のための施行予定者制度を創設する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の目的に、密集市街地について計画的な開発整備による防災街区の整備を促進することを追加する。
- 2 防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、当該方針に定める事項として、密集市街地において特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。以下同じ。）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他の公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物その他の工作物の整備に関する計画の概要を追加する。
- 3 密集市街地内の土地の区域については、当該区域及びその周辺の密集市街地における特定防災機能の確保並びに当該区域における土地の合理的かつ健全な利用を図るため、都市計画に地域地区として、特定防災街区整備地区を定めることができるものとし、当該地区に関する都市計画には、建築物の敷地面積の最低限度、必要な場合に壁面の位置の制限等を定める。
- 4 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って建築物及び建築物の敷地の整備並びに公共施設の整備等を行う防災街区整備事業を創設することとし、施行者、権利変換手続等に関し、所要の規定を設ける。
- 5 防災都市施設に関する都市計画については、国の機関又は地方公共団体のうちから、当該防災都市施設に関する都市計画事業の施行予定者を定めることができる等、防災都市施設の整備のための特別の措置を講ずる。
- 6 建築基準法、都市計画法、都市再開発法、都市基盤整備公団法、都市再生特別措置法及び独立行政法人都市再生機構法の一部を改正する等所要の改正を行う。
- 7 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 密集市街地の解消は長年の懸案であり、補助、融資、税制等の財政支援を含め、幅広く事業の支援策を検討すること。
 - 2 防災街区整備事業の推進のためには、種地が重要であることにかんがみ、国公有地、遊休地等の活用を含め、その確保に十分な配慮をすること。
 - 3 事業を円滑に遂行するため、関係権利者間、とりわけ借家権者の合意形成が図られるよう努めること。
 - 4 事業執行に当たり、借家人及び高齢者等社会的弱者の意向・要望等に十分配慮し、その居住の安定の確保が図られるよう努めること。
 - 5 防災街区整備事業等を円滑かつ積極的に推進するため、プランナー、コーディネーター等の人材を育成・活用するための支援策を講じること。
 - 6 関係権利者、事業施行者、地方公共団体職員等の理解の促進に資するよう、防災街区整備事業等に関して、その分かりやすい解説書、事例集及び運用マニュアル等を作成すること。
- 右決議する。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第97号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通省が所管する法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通省が所管する船舶安全法等の12法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、国土交通大臣が指定した公益法人等が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた法人が実施する制度等に改める。
- 2 国土交通大臣の登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人には財務諸表等の公開を義務付ける等登録制度の透明性の確保を図る。
- 3 この法律は、平成16年3月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 国から指定・認定された公益法人等が検査等の事務・事業を実施する制度から登録機関が実施する制度に移行する際には、新規参入が可能となるよう登録要件を具体的に広く国民に明らかにするとともに、登録手続が円滑に行われるよう体制整備を行うこと。
- 2 登録機関が実施する制度に移行した後も、検査等の事務・事業の一層の整理・合理化に努めるとともに、その必要性について、定期的に検証を行い、必要性が認められない制度については速やかに廃止すること。
- 3 平成14年3月の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の着実な実施を行い、その結果について逐次公表すること。また、同計画の対象となっていない国から委託・推薦等を受けた公益法人等による事務・事業についても、不必要な事務・事

業は廃止するとともに、必要な事務・事業は国又は登録機関において実施する等不断の見直しを行うこと。

- 4 退職公務員の公益法人への再就職に当たっては、所管官庁と公益法人の関係が適切に保たれるよう努力すること。
- 5 公益法人の役員については、平成13年12月の「公務員制度改革大綱」及び平成14年3月の「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を着実に実施し、退職公務員の役員就任状況等の情報公開が適切に行われるよう指導すること。
- 6 公益法人に対する国からの補助金・委託費等については、その必要性等を継続的に見直し、合理化等を進めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	社会資本整備重点計画法案	衆	15. 2. 4	15. 3. 19	15. 3. 27 可決	15. 3. 28 可決	15. 2. 28 国土交通	15. 3. 14 可決	15. 3. 18 可決
			○15. 3. 19 参本会議趣旨説明 ○15. 2. 28 衆本会議趣旨説明						
※14	社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	2. 4	3. 19	3. 27 可決	3. 28 可決	2. 28 国土交通	3. 14 可決	3. 18 可決
			○15. 3. 19 参本会議趣旨説明 ○15. 2. 28 衆本会議趣旨説明						
※15	港湾法等の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4. 23	5. 8 可決	5. 9 可決	2. 28 国土交通	4. 8 可決	4. 8 可決
※16	空港整備法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4. 23	5. 8 可決	5. 9 可決	2. 28 国土交通	4. 8 可決	4. 8 可決
※17	本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	衆	2. 4	4. 16	4. 24 可決 附帯	4. 25 可決	3. 18 国土交通	4. 2 可決 附帯	4. 3 可決
			○15. 4. 16 参本会議趣旨説明 ○15. 3. 18 衆本会議趣旨説明						
※18	高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4. 16	4. 24 可決 附帯	4. 25 可決	3. 18 国土交通	4. 2 可決	4. 3 可決
			○15. 4. 16 参本会議趣旨説明 ○15. 3. 18 衆本会議趣旨説明						
※44	住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案	衆	2. 12	5. 19	6. 3 可決 附帯	6. 4 可決	4. 3 国土交通	4. 18 可決 附帯	4. 22 可決

番号	件 名	先議院	提出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
45	独立行政法人都市再生機構法案	衆	15. 2. 12	15. 6. 4	15. 6. 12 可決 附帯	15. 6. 13 可決	15. 4. 16 国土交通	15. 5. 14 可決 附帯	15. 5. 15 可決
69	油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案	参	3. 4	4. 11	4. 17 可決	4. 18 可決	5. 26 国土交通	5. 27 可決	5. 29 可決
70	海上衝突予防法の一部を改正する法律案	参	3. 4	4. 11	4. 17 可決	4. 18 可決	5. 26 国土交通	5. 27 可決	5. 29 可決
86	成田国際空港株式会社法案	衆	3. 11	6. 11	7. 10 可決	7. 11 可決	5. 9 国土交通	5. 21 可決	5. 22 可決
○15. 6. 11 参本会議趣旨説明 ○15. 5. 9 衆本会議趣旨説明									
87	航空法の一部を改正する法律案	衆	3. 11	6. 25	7. 10 可決 附帯	7. 11 可決	5. 20 国土交通	5. 27 修正 附帯	5. 29 修正
95	特定都市河川浸水被害対策法案	参	3. 11	5. 12	5. 15 可決 附帯	5. 16 可決	5. 26 国土交通	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決
96	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案	参	3. 11	5. 12	5. 15 可決 附帯	5. 16 可決	5. 26 国土交通	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決
97	公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案	参	3. 12	6. 2	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	6. 9 国土交通	6. 11 可決	6. 12 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議